

萩市建築確認申請の計画変更手続の取扱

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)		変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)	
番号	変更事由	準則号数	算定方法	準則号数	変更事由
1	道路巾員の変更	(1項) 一号	申請に係る建築物 の建築面積	(1項) 一号	敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物又はその敷地と道路との関係が定められた区域にあっては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合(敷地境界線が変更されない場合に限る。)及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2メートル(条例で規定する場合にあってはその長さ)以上である場合に限る。)
2	接道長さの変更			二号	敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更(当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。)
3	敷地面積又は敷地境界線の変更			十二号	井戸の位置の変更(くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。)
4	建物位置の変更			十五号	建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
5	地盤面等の変更			三号	建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更(建築物の高さの最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)
6	高さの変更	三号	高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積	四号	建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
7	階数等の変更				

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)			変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)	
番号	変更事由		準則号数	算定方法	準則号数	変更事由
8	建築面積の変更	①建ぺい率制限に余裕がなくなる場合	二号	変更される建築面積	五号	建築面積が減少する場合における建築面積の変更(都市計画区域内、準都市計画区域内及び法第68条の9第1項の規定に基づく条例により日影による中高層の建築物の高さの制限が定められた区域内において当該建築物の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の建築物に係るものを除く。)
9	床(床面積)の変更	①棟単位で10㎡を超える増加部分が生じる場合 ②法令の適用関係に変更が生じる場合	四号	変更される部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の全床面積)	六号	床面積の合計が減少する場合における床面積の変更(都市計画区域、準都市計画区域内及び第68条の9第1項の規定に基づく条例の適用を受ける区域内の建築物に係るものにあつては次のイ又はロに掲げるものを除く。) イ 当該変更により建築物の延べ面積が増加するもの ロ 建築物の容積率の最低限度が定められている区域内の建築物に係るもの
10	床(構造)の変更	①構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合 ②防火、避難計画に係る重要な変更				
11	床(間取り)の変更	①各階単位で過半の間取りの変更 ②防火、避難計画に係る重要な変更				
12	床(用途)の変更	①主要用途の変更(類似の用途相互間を除く) ②各階単位で過半の室用途の変更 ③法令の適用関係に変更が生じる場合			七号	用途の変更(令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。)
13	壁(構造)の変更	①各階単位で過半の材料の種別及び寸法の変更(主要構造部であるもの及び防火上主要なものに限るものとし、同種間、安全側は除く。) ②構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合	七号	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さ占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積(変更前と変更後で長さの割合を乗じた面積が異なる場合にあつては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする。)	十号	構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)又は位置の変更(間仕切壁にあつては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。)
14	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	①棟単位で過半の材料の種別の変更(同種間、安全側を除く。) ②構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合	八号	変更される部分の水平投影面積	十四号	天井の高さの変更
15	開口部の変更	①各階単位で過半の材料の種別及び寸法の変更(同種間、安全側を除く。) ②防火、避難計画に係る重要な変更 ③法令の適用関係に変更が生じる場合	九号	変更される開口部の面積	十三号	開口部の位置及び大きさの変更(次のイからニまでに掲げるものを除く。) イ 当該変更により法第28条の適用を受ける開口部に係る変更で採光及び換気に有効な面積が減少するもの

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)		変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)		
番号	変更事由	準則号数	算定方法	準則号数	変更事由	
					ロ 耐火建築物、準耐火建築物又は防火地域若しくは準防火地域にある建築物で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるもの ハ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段、同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同上第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの ニ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの	
16	柱、はり又はけたの変更	①各階単位で過半の材料の種別及び寸法の変更(同種間、安全側を除く。) ②構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合	六号	当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする。)	八号	構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更が無い場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。)
17	土台、基礎又は基礎ぐいの変更	①基礎の種別、支持方法、又は工法の変更 ②構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合	十号	土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積		
18	小屋組の変更	①棟単位で過半の材料の種別及び寸法の変更(同種間、安全側を除く。) ②構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合	十一号	変更される小屋組に囲まれる水平投影面積	九号	構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造にする変更に限る。)

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)		変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)																													
番号	変更事由	準則号数	算定方法	準則号数	変更事由																												
19	斜材の変更	十二号	変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあつては壁の変更として算出した面積とする。																														
20	階段の変更	五号	変更される部分の水平投影面積	十一号	<p>建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更(第九号及び前号に係る部分の変更を除く。)</p> <table border="1"> <tr> <td>不燃材料</td> <td>不燃材料</td> </tr> <tr> <td>準不燃材料</td> <td>不燃材料又は準不燃材料</td> </tr> <tr> <td>難燃材料</td> <td>不燃材料、準不燃材料は難燃材料</td> </tr> <tr> <td>耐火構造</td> <td>耐火構造</td> </tr> <tr> <td>準耐火構造</td> <td>耐火構造又は準耐火構造</td> </tr> <tr> <td>防火構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は防火構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の3第一号の技術的基準に適合する内容</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第109条の3第二号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>法第23条の技術的基準に適合する構造</td> <td>耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>法第63条の技術的基準に適合する構造</td> <td>法第63条の技術的基準に適合する構造</td> </tr> <tr> <td>法第22条第1項の技術的基準に適合する構造</td> <td>法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造</td> </tr> </table>	不燃材料	不燃材料	準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料	難燃材料	不燃材料、準不燃材料は難燃材料	耐火構造	耐火構造	準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造	防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造	令第109条の3第一号の技術的基準に適合する内容	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造	令第109条の3第二号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造	令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造	法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造	法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造
不燃材料	不燃材料																																
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料																																
難燃材料	不燃材料、準不燃材料は難燃材料																																
耐火構造	耐火構造																																
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造																																
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造																																
令第109条の3第一号の技術的基準に適合する内容	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第一号の技術的基準に適合する構造																																
令第109条の3第二号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第109条の3第二号ハの技術的基準に適合する構造																																
令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第113条第1項第三号の技術的基準に適合する構造																																
令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2第1項第四号の技術的基準に適合する構造																																
令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第115条の2の2第1項第四号ハの技術的基準に適合する構造																																
法第23条の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第23条の技術的基準に適合する構造																																
法第63条の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造																																
法第22条第1項の技術的基準に適合する構造	法第63条の技術的基準に適合する構造又は法第22条第1項の技術的基準に適合する構造																																

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)		変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)														
番号	変更事由		準則号数	算定方法	準則号数	変更事由												
						<table border="1"> <tr> <td>特定防火設備 令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備 特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>法第64条の技術的基準に適合する防火設備</td> <td>特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備</td> </tr> <tr> <td>第二種ホルムアルデヒド発散建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> <tr> <td>第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> <tr> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> <td>第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料</td> </tr> </table>	特定防火設備 令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備 特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備	法第64条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備	第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
特定防火設備 令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備 特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備																	
法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備又は法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備																	
法第64条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第16項の技術的基準に適合する防火設備、法第2条第九号の二の技術的基準に適合する防火設備又は法第64条の技術的基準に適合する防火設備																	
第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料																	
第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料																	
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料																	
21	浄化槽等の建築設備の変更	①処理方式の変更(他の処理方式から、くみ取便槽を必要とする処理方式、し尿浄化槽を必要とする処理方式又は特殊な処理方式(放流が特殊な場合を含む。))とする場合に限る。	十三号	変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さ占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積	十五号	建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)												

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)		変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)		
番号	変更事由		準則号数	算定方法	準則号数	変更事由
22	エレベーター、エスカレーターの変更	単体申請の場合 ①用途、型式(積載荷重、定格速度、昇降行程、駆動方式及び定員)又は構造強度の変更	(令11条)	5,000円	建築設備(2項)	2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築設備の計画が建築基準法関係規定に適合することが明らかなものとする。 一 第1条の3第4項の表1の(7)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(10)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更 二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)
23	工作物の変更	単体申請の場合 ①構造計画の重要な変更、又は全体構造の再構造計算を必要とする場合	(令11条)	4,000円		3 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。 一 第3条第1項の表1の配置図における当該工作物の位置の変更 二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根又は横架材(小ばりその他これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。) 三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。) 四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、裝飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更(第1項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。) 五 令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の構造耐力上主要な部分以外の部分(前号に係る部分を除く。)の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

計画変更に係る確認申請が必要な変更 (計画変更確認の当面の取扱)		変更に係る床面積の算定 (計画変更床面積算定準則)		計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更 (建築基準法施行規則第3条の2)	
番号	変更事由	準則号数	算定方法	準則号数	変更事由
	①法令の適用関係に変更が生じる場合	その他	他の変更事項が無い場合は、30平方メートル以下であるものとして取り扱う		4 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。 一 築造面積が減少する場合における当該面積の変更 二 高さが減少する場合における当該高さの変更
24	耐火性能種別の変更	①棟単位で耐火建築物、準耐火建築物等の耐火性能種別に変更が生じる場合	変更該当部分の部位ごとの算定方法による		
25	法第6条第1項の規模号数の変更	①棟単位で法第6条第1項の号数に変更が生じる場合(4号の規模となる場合を除く。)			
26	許可、認定物件の変更	①建築の許可、認定事項に係る重要な変更(許可、認定の扱いについて、事前に協議が必要)			
27	その他の変更	①当該変更により建築基準関係規定に係る重要な変更が生じる場合	その他(2項)	前各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあっては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。	
<p>【取扱備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画変更について当分の間は、建築計画の適法性に影響を及ぼさないような軽微な変更は、工事監理報告書を有効活用し建築主に無用の負担を強いることのないように、手続きの簡略化をはかることとする。 上記の「計画の変更に係る確認申請が必要な事項」は、原則として計画変更確認申請の手続きを、その他の計画変更については原則として工事監理報告書等の手続き、又は必要に応じて計画変更確認申請の手続きを行うものとする。 建築計画の全面的な変更は、従来どおり、工事取止届提出後、再度新規の確認申請を提出するものとする。 計画変更の手続きが必要となるのは、確認申請書及び添付図書において明示すべきとされている事項についてであり、そもそも確認時に明示する必要のない事項の変更については変更の手続きを要さない。(解説)よって、自主的又は指導で添付した設備関係の図面等や建築士の特例に係る部分に関する事項の変更についても、計画変更確認申請は不要とし工事監理報告書で対応する。 上記表中の「余裕」とは、高さ規制では垂直方向で30cm程度、日影規制では30分程度、容積率・建ぺい率制限では率にあっては3%又は面積にあっては30㎡(いずれか値が小さくなる方)程度とする。 <p>【算定方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 算定方法により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。(準則2) 上記の取扱いは、建築物の部分においても適用するものとする。 変更前と変更後で変更される部分の面積が異なる場合にあっては、原則として、その大きい方の面積を変更する部分の面積とし、計画が取り止められた部分については、変更する部分の面積を算定しないものとする。 計画変更の場合の確認申請手数料は、変更にあつては変更に係る部分の床面積の合計の1/2をもとに算定し、増築にあつては増築に係る部分の床面積の合計をもとに算定する。 (解説)[手数料対象床面積]=[増築部分の床面積]+[既計画部分の変更に係る床面積]×1/2 計画変更確認申請における申請部分の延べ面積は、当該確認に係る全体の面積とし、手数料対象床面積は、別途「計画変更面積算定表」に記載の上添付すること。 					

